

## 一般財団法人渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金交付規程

### （目的）

第1条 この規程は、一般財団法人渋谷区スポーツ協会（以下「法人」という。）に加盟する各団体（以下「加盟団体」という。）に対して交付する加盟団体助成金（以下「助成金」という。）について定める。

### （交付対象経費）

第2条 助成金の交付対象経費は、次に掲げる事務事業に要する経費とする。

- (1) スポーツ及びレクリエーションの普及
- (2) 加盟団体の資質の向上又はその奨励
- (3) スポーツ振興に関する調査研究
- (4) 加盟団体が主催する各種の大会開催
- (5) その他加盟団体の運営

### （助成金の額）

第3条 助成金の額は、予算で定める額の範囲内とする。

### （助成金の交付）

第4条 加盟団体は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体助成金申請書
- (2) 加盟団体事業計画書
- (3) 加盟団体収支予算書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の書類が提出され、それが適当であると認めたときは、「(一財)渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金及び区民スポーツ大会運営費負担金における交付基準」に基づき助成金を交付するものとする。

### （承認事項）

第5条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき。
- (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

(状況報告)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体に対して、助成対象事業の実施状況に関して報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 加盟団体は、会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体事業報告書
- (2) 加盟団体収支決算書

(交付の取消等)

第8条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載、報告があったとき。
- (4) 第10条に定める検査に応じないとき。
- (5) 相当期間を定めた是正勧告に応じないとき。
- (6) その他、加盟団体に本規程等の違反があり、理事会が助成金の取消が相当であると認めるとき。

2 理事長は、助成金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、助成金の交付内容を変更することができる。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、第5条第1号の規定による承認をした場合又は前条第1項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、法人の役員に助成金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。

改正 令和 7 年 7 月 25 日

改正 令和 ●年●月●日